

## 愛知県環境影響評価審査会トヨタ自動車田原風力発電所部会 会議録

- 1 日時 平成 31 年 2 月 18 日（月）午後 3 時から午後 4 時まで
- 2 場所 自治センター 5 階 研修室
- 3 議事
  - (1) トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について
  - (2) その他
- 4 出席者  
委員 5 名、説明のために出席した職員 12 名、事業者 7 名
- 5 傍聴人  
3 名
- 6 会議内容
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ・ 会議録の署名について、夏原部会長が武田委員と櫃田委員を指名した。

ア トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について

  - ・ 資料 2 及び資料 3 について、事務局から説明があった。

### <質疑応答>

- 【事務局】部会報告（案）について、2 点誤りがあった。「5 動物、植物及び生態系」を「5 動物及び生態系」に、7（3）中の「計画段階配慮書」を「計画段階環境配慮書」に修正したい。
- 【夏原部会長】事業者は、田原工場厚生センターにおいて、縦覧期間終了後も引き続き閲覧できるようにしているが、それが周知されないと意味がない。この点について、対応が必要ではないか。
- 【事務局】7（2）のところで、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うことを求めている。知事意見を述べる際には、事業者に対して、田原工場厚生センターでの縦覧期間終了後の閲覧について周知することも申し伝えたい。
- 【武田委員】4（2）の「風力発電機側の回避・低減措置を優先して」という記載について、具体的に説明いただきたい。
- 【事務局】影響を受ける住民側において講ずる遮光カーテンやブラインドなどの個別対策の前に、まずは一部の風力発電機の稼働停止など、風力発電機側で講じる対策の検討を求めるものである。計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣の意見においても、「環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。」とあり、同様に環境影響の回避、低減、代償という順

序で検討することを求める意見である。

【武田委員】 821 ページの図の着色は、風力発電機のタワーの部分の影か。

【事務局】 風力発電機のブレードの回転により影が生じる範囲を示している。

【武田委員】 風車の影の影響を回避するという事は、日射が入る時間帯に風力発電機を停止するという事か。

【事務局】 部会報告（案）では、風力発電機の一部を停止することを一つの方策として示した上で、環境保全措置を追加することを求めている。具体的な措置の内容は事業者を検討を求めていくことになる。

【夏原部長】 冒頭に事務局から説明のあったとおり修正したものを部会報告としてよろしいか。

（委員から意見等はなし）

- ・ 資料3について、事務局から説明のあった箇所の修正を行った上で部会報告とすることで了承された。

イ その他

- ・ 特になし。

（3）閉会

以上のとおり相違ありません。